

## 「山川賞」募集要項

### 1. 趣旨

山川賞は、山川健次郎初代総長の名を冠した賞であり、九州大学教育憲章が指向する人間性、社会性、国際性、専門性について優れた志を持ち、学業に優れ、将来、社会の様々な分野で指導的な役割を果たし広く世界で活躍することを目指す九州大学の学部学生を選考し、次代を担う若者を育てることを目的としています。

### 2. 申請資格

2年次・3年次の学部学生

### 3. 受賞予定人数

10名程度（2年次学生7名程度、3年次学生3名程度）  
（選考により採択予定人数を下回ることがあります。）

### 4. 奨学金

受賞後に活動計画書の提出を受けて、奨学金として年間100万円を給付します。  
奨学金の給付は、原則として学部の最短修業年限まで継続することとします。ただし、年度毎に、11.(2)の提出状況及び学業成績を確認の上で継続を決定します。

### 5. 申請期間

令和2年5月7日（木）～5月12日（火）

### 6. 申請先

所属学部の学生担当係

### 7. 提出書類

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| 1) 山川賞申請書                 | 様式(1) |
| 2) 九州大学教育憲章が指向する4つの原則について | 様式(2) |
| 3) 1次審査用レポート              | 様式(3) |
| 4) 成績証明書                  |       |

※提出書類の留意事項

- ・ 1)～3)の様式は九州大学ホームページの「九州大学独自の奨学金・経済支援」(<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/scholarship/kyushu-u/>)に掲載。
- ・ 様式(2)及び(3)は、規定する書式（文字フォント、文字サイズ、1行の文字数、行数、枚数）により作成してください。
- ・ 書類の記入漏れ及び規定外の書式による作成等、内容に不備がある場合は申請を受理しないことがあります。

### 8. 選考方法

- (1) 1次審査（提出書類による書類審査）
- ・ 九州大学教育憲章が指向する人間性、社会性、国際性、専門性に対する志
  - ・ 将来の目標（将来への抱負、目指す人物像等）
  - ・ 学業成績

(2) 2次審査（令和2年8月上旬を予定）

- ・1次審査合格者に対し、プレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査
- ・提出書類を基にした発表と質疑（将来の抱負・目標と行動計画等）

## 9. 審査結果の通知時期及び授賞式

1次審査の結果は6月中旬以降に、2次審査の結果は9月中旬以降に、申請者宛に通知する。  
2次審査合格者（受賞者）は、9月下旬以降に開催する授賞式に、原則、出席すること。

## 10. 他の奨学金との併給の可否

(1) 日本学生支援機構奨学金及び民間奨学財団の奨学金との併給は可能です。

ただし、他の奨学金との併給不可の奨学金を受給し、その奨学金を辞退できない場合は、山川賞の奨学金の給付を行わず、賞のみを授与し、11.に記載の「受賞者の義務」を課します。

(2) 以下の九州大学基金による支援事業との併給はできません。

【奨学金】中本博雄賞（修学支援奨学金）、九州大学修学支援奨学金、利章奨学金

【海外渡航・留学支援】学生の国際会議等参加支援、海外留学支援事業、中本博雄賞（海外留学支援事業）

## 11. 受賞者の義務

- (1) 九州大学の諸行事・イベント、社会活動等へ参画
- (2) 1年間の活動をまとめた報告書を提出する

## 12. 奨学金の廃止

受賞者が次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を取り止めることとします。

- (1) 受賞者の義務を履行しない場合
- (2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき
- (3) 学業成績又は性行が受賞者としてふさわしくない状態になったとき

## 13. 奨学金の休止

休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、受賞者からの申し出により奨学金の給付を中断し、復学後に再開することができます。

## 14. 留意事項

受賞者の氏名、学部・学科、学年は本学ウェブサイト等へ公表します。

## 15. 問い合わせ先

九州大学学務部キャリア・奨学支援課奨学金係（伊都地区センター1号館2階）

TEL：092-802-5931